

第2期 昭島市特定健康診査等実施計画（素案）に係る  
パブリックコメントの結果について

No.	意見の概要	回答
1	<p>特定健康診査でメタボリックシンドローム該当者・予備群となった方が、翌年度はメタボリックシンドローム該当者・予備群でなくなった方の人数や、特定保健指導の利用者のうち、翌年度は特定保健指導の対象でなくなった方の人数は分析されていますが、医療費としてどのくらいの金額の財政効果があったのかも示すべきではないか。</p>	<p>第2期昭島市特定健康診査等実施計画の策定においては、特定健診等データ管理システム（国民健康保険中央会）及び東京都国民健康保険団体連合会のデータを利用し分析していますが、現行の管理システムでは特定健康診査や特定保健指導により、医療費としてどのくらいの金額の財政効果があったのかは分析できません。</p> <p>財政効果としての金額は必要であると認識していますが、現在はその分析ができないため、今後の検討事項とさせていただきたく、ご理解をお願いいたします。</p>
2	<p>特定健康診査受診率の目標値が、平成29年度に60%となっている。平成23年度の受診率が、42.2%であることからすると、目標値の60%が実現可能な数値なのか。</p>	<p>目標値については、昭島市独自の目標値を設定する特別の事情等がないものと考えられることから、国の指針において示された60%の目標値を採用しました。</p> <p>60%の目標値は厳しい数値目標であると認識していますが、受診率の向上には受診率の低い、40歳代から50歳代の現役世代の受診率の向上が必要であると考えていますので、普及啓発の周知などを工夫し受診率の向上に努めてまいります。</p>
3	<p>特定健康診査の実施については、昭島市医師会へ委託するものとしていますが、市外にあるかかりつけ医院で受診したいのですが。</p>	<p>特定健康診査は地域医療を担っている昭島市医師会に委託をしておりますので、市内にある指定医療機関以外では受診できません。</p>

4	<p>特定保健指導の該当者にならなかった場合でも、健康維持のため特定保健指導を利用したいのですが可能ですでしょうか。</p>	<p>特定保健指導は特定健康診査の結果に基づき、このままだと糖尿病などの生活習慣病を発症するおそれがある方が対象者となります。</p> <p>そのため、健康増進や体力向上などとは目的が違うためご利用できません。しかし、健康課では、一般市民の健康増進施策として、保健センターにおいて健康教室や保健相談を実施しています。なお、糖尿病、高血圧症、脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している方は、すでに医師の指導を受けているため特定保健指導の対象者にはなりません。</p>
---	--	---